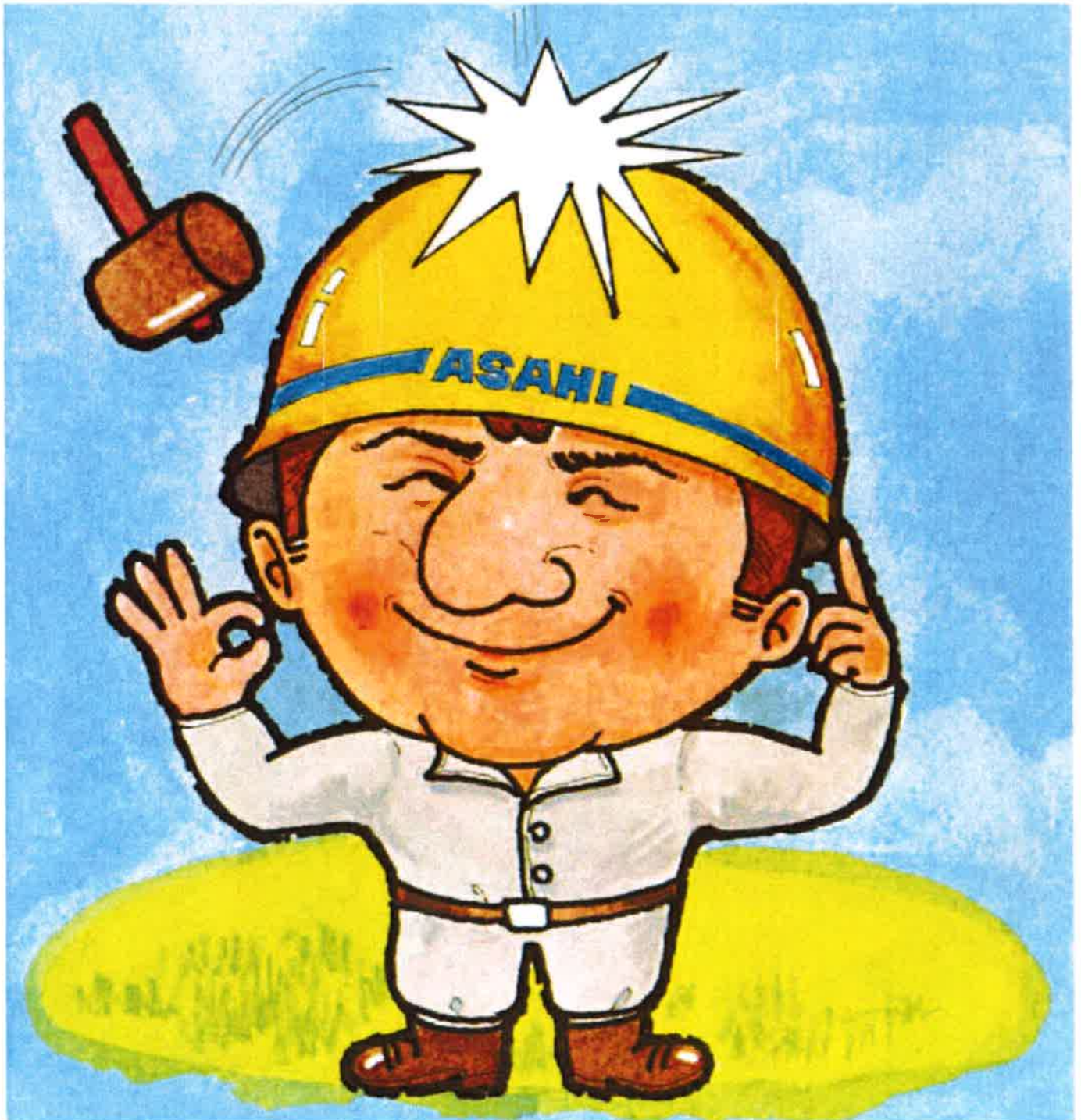


労働災害総合保険

割れない^{ヘルメット}保安帽



政府労災保険と労働災害総合保険の関係

わが国では労働基準法によって、使用者は従業員の業務上災害について一定の補償をしなければなりません。この労働基準法上の災害補償の実際の運営は、労働者災害補償保険法に基づきいわゆる政府労災保険に委ねられています。原則として、すべての企業は、政府労災保険に加入しなければなりませんから、業務上で災害を被った従業員またはその遺族は、政府労災保険から被災届出に応じた諸種の給付を受けることができます。同時に使用者は、被災従業員などがその補償を受けた範囲で責任を免れることとなります。しかし、これによって民事上の責任全部をまめられるわけではなく、その一部をまめられるに過ぎませんし、さらに、ここ近年の損害賠償額の高騰は、必然的に企業の業務上災害に対する補償対策にも大きな影響を与え、多くの企業で政府労災保険に上乗せの補償制度(これを法定外補償制度といいます。)が採用されています。また、労災事故に対する訴訟提起、法定外補償を超える要求などの使用者責任の追求などにも備えておく必要があります。

このような政府労災保険の給付を超える法定外補償やその他の使用者責任の追求に備えるのが、明日火災の労働災害総合保険です。

労働災害総合保険のご契約方法

(1) 労働災害総合保険の構成

労働災害総合保険は次の2つの部分から構成されています。

① 法定外補償保険(法定外補償条項)

貴社が従業員のために、政府労災保険の給付に上乗せて就業規則などで災害補償を行う場合に、その源資をお引き受けするご契約です。災害補償規定がない場合には、ご契約時に補償額を決めてご契約できます。

② 使用者賠償責任保険(使用者賠償責任条項)

労災事故による訴訟費用や法定外補償を超える法律上の賠償責任を負担する場合に備えるご契約です。ご契約方法には、次の3通りの方式がございます。

① のみのご契約 ② のみのご契約 ① + ② のご契約

(2) ご契約の対象および単位

政府労災保険加入の事業場がご契約の対象となります。ご契約は、事業場単位もしくは貴社の全部の事業場を一括してお引き受けいたします。

(3) ご契約者・被保険者

使用者(事業主)である貴社が、ご契約者および被保険者(保険の補償を受けられる方)となります。

(4) 保険料

この保険契約は保険期間中の平均被用者数、資金総額または請負金額(以下「保険料算出の基礎」といいます。)の見込み額に基づき算出した暫定保険料でご契約いただき、保険期間終了後にそれらの実際値に基づき算出した確定保険料との差額をご精算いただく契約方式と、ご契約時に把握可能な直近の会計年度等の保険料算出の基礎数値に基づき算出した保険料でご契約いただき、確定精算を省略する契約方式のいずれかをご選択いただけます。ただし、確定精算を省略する「保険料確定特約」を付帯する場合は、保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしませんのでご注意ください。

① 法定外補償保険(法定外補償条項)をご契約の場合

貴社が被災従業員に対し、政府労災保険給付の上積み(災害補償規定などがある場合はそれに従い、規定がない場合にはご契約上の約定給付額)として補償を行う場合に、保険金をお支払いするご契約です。

(1) 保険金をお支払いする場合

従業員が業務上災害を被り、貴社が政府労災保険の上積みとして補償を行う場合に保険金をお支払いします。

※業務上災害か否かの判定は、政府労災保険管轄の労働基準監督署の認定に従います。

※通勤災害も対象とされる場合は、割増保険料をいただいで特約で補償いたします。

※対象とする従業員の範囲につきましては、ご契約時に定めていただけます。随時従業員も対象とすることができます。下請負人につきましては、割増保険料をいただいで特約で補償することができます。

(2) 法定外補償給付の方法

ご契約にあたっては次のいずれかの補償給付の方法を定めていただきます。

●定額式：一定の金額を補償として定める方法……右記●ご契約例A型を参照してください。

(例)死亡の場合…1,000万円

●定率式：平均賃金の一定日数分をもって補償を定める方法……右記●ご契約例B型を参照してください。

(例)死亡の場合…平均賃金の1,500日分

(3) お支払いする保険金の種類

① 死亡補償保険金

被災従業員の死亡の場合にお支払いします。

② 後遺障害補償保険金

被災従業員が後遺障害を被ったときは、政府労災保険による認定級別(1級から14級)に応じてお支払いします。

③ 休業補償保険金

政府労災保険による認定日数に従い約定の休業補償金をお支払いします。(休業4日目以降を対象とし、1,092日分が限度となります。)

(4) 保険金のお支払い額

※貴社に災害補償規定がある場合

貴社の災害補償規定(就業規則、労働協約などの名称を問いません。)に定めた補償金額をお支払いします。

ただし、貴社の災害補償規定と異なる金額でご契約をされた場合は、ご契約いただいた金額をお支払いします。

※貴社に災害補償規定がない場合

ご契約の際に、お支払いする給付額(保険金)を死亡・後遺障害・休業などのそれぞれについてお決めいただき、その額をお支払いします。

給付額の決め方は、一定の金額をお支払いする方法(定額式)と平均賃金の一定日数分をお支払いする方法(定率式)の2種類があります。

(注)平均賃金とは政府労災保険でいう給付基礎日額に同じです。

お支払いの対象となる事故例



●ご契約例…貴社に災害補償規定がない場合、標準的な例として次の型をおすすめいたします。

●A型(定額式の場合)

給付の種類	総付額
死	1,000万円
後遺障害1級	1,000万円
◇ 2級	900万円
◇ 3級	800万円
◇ 4級	700万円
◇ 5級	600万円
◇ 6級	500万円
◇ 7級	400万円
◇ 8級	300万円
◇ 9級	200万円
◇ 10級	100万円
◇ 11級	70万円
◇ 12級	50万円
◇ 13級	30万円
◇ 14級	10万円
休業1日について	1,000円

●B型(定率式の場合)

給付の種類	総付額
死	平均賃金の1,500日分
後遺障害1級	◇ 1,500日分
◇ 2級	◇ 1,350日分
◇ 3級	◇ 1,200日分
◇ 4級	◇ 1,050日分
◇ 5級	◇ 900日分
◇ 6級	◇ 750日分
◇ 7級	◇ 600日分
◇ 8級	◇ 450日分
◇ 9級	◇ 300日分
◇ 10級	◇ 150日分
◇ 11級	◇ 105日分
◇ 12級	◇ 75日分
◇ 13級	◇ 45日分
◇ 14級	◇ 15日分
休業1日について	平均賃金の40%

◆特約により災害付帯費用をお支払いすることもできます。

災害に伴い、見舞品、香典、花輪などのご贈出費がかさみますが、災害付帯費用特約をお付けいただくことで、右記の保険金をお支払いします。

給付の対象	A型(定額式の場合) (1級用者につき)	B型(定率式の場合) (1級用者につき)
死	40万円	平均賃金の80日分
後遺障害1級~3級の場合	10万円	平均賃金の20日分
後遺障害4級~7級の場合	5万円	平均賃金の10日分

(注)定率式でご契約の場合も定額式の金額がお支払いの限度になります。

●上記ご契約例の場合の保険料(保険期間1年間について)

業種コード	業 種 別	A型(定額式の場合) (従業員1名につき)			B型(定率式の場合) (賃金総額100万円について)				
		業務災害 (基本保険料)	通勤災害 (特約保険料)	災害付帯費用 (特約保険料)	業務災害 (基本保険料)	通勤災害 (特約保険料)	災害付帯費用 (特約保険料)		
35	建設事業	21,320円	1,080円	380円	17,860円	890円	310円	19,060円	
37	その他の建設事業	31,800円	1,080円	640円	18,840円	660円	390円	18,890円	
41	食料品製造業	4,690円	1,080円	70円	5,840円	2,140円	520円	2,700円	
42	繊維工業・繊維製品製造業	4,070円	1,080円	70円	5,220円	2,000円	600円	2,640円	
44	木村・木製品製造業	19,210円	1,080円	180円	20,470円	560円	90円	9,930円	
54	金属製品製造業・金属加工業	20,790円	1,080円	170円	22,040円	9,110円	540円	9,730円	
55	機械器具製造業	8,840円	1,080円	100円	10,120円	3,750円	500円	4,300円	
57	電気機械器具製造業	2,050円	1,080円	60円	3,190円	810円	500円	30円	1,340円
61	その他の製造業	7,830円	1,080円	80円	9,090円	3,400円	520円	40円	3,960円
72	貨物取扱事業	13,960円	1,080円	230円	15,270円	7,550円	570円	120円	8,340円
84	その他のサービス業	2,310円	1,080円	70円	3,460円	1,020円	390円	30円	1,440円

※業種コードとは政府労災保険の業種コード4桁のうち上2桁をさします。

※保険料が高額となる場合には分割払がご利用できます。

※上記保険料は10円単位に四捨五入しておりますので目安としてご利用ください。

III 使用者賠償責任保険（使用者賠償責任条項）をご契約の場合

労働災害において、企業側の安全配慮義務違反や工場施設などの工作物の欠陥による事故などの場合には、企業は被災従業員やその遺族からの民事上の損害賠償責任を追求される危険があります。政府労災保険の給付や企業独自の法定外補償を超える損害賠償の請求訴訟を受けたときには、訴訟費用や弁護士報酬などの出費が重なり、確定した賠償額が高額になれば多大な損失となります。このような場合に備えるのが、使用者賠償責任条項によるご契約です。

（ご注意）災害補償規定による補償金は、使用者賠償責任条項でのお支払い対象となりません。災害補償規定の補償金は、法定外補償条項のご契約対象となりますのであわせてご契約ください。

ご契約例

次にお支払い限度額を設定していただきます。

被災従業員1名についての支払い限度額 1災害についての支払い限度額 1災害についての貴社の免責金額（自己負担額）	（例）	1名について1,000万円	（注）災害補償規定がある場合は、その補償額によって免責金額（自己負担額）を算出いたします。
		1災害について1億円	
		1災害についての免責金額（自己負担額）1万円（注）	

お支払いする保険金

損害賠償金および訴訟費用、第三者に対する求償権保全費用などをお支払いします。

※損害賠償金については、政府労災保険、自動車損害賠償責任保険、貴社の災害補償規定による支払い額を差し引いた金額をお支払いします。

★なお、示談交渉については必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合には、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険料

保険料は、業種によって保険期間中の買金総額100万円について右記の表のようになります。

業種コード	1名の支払い限度額			
	1,000万円	2,000万円	3,000万円	
	1億円	2億円	3億円	
	業種	1災害の支払い限度額	1災害の免責金額	
		1万円	1万円	1万円
35	建築事業	6,590円	6,930円	7,160円
37	その他の建設事業	13,690円	14,400円	14,880円
41	食品製造業	2,820円	2,960円	3,060円
42	繊維工業・繊維製品製造業	5,200円	5,470円	5,650円
44	木材・木製品製造業	23,560円	24,790円	25,610円
54	金属製品製造業・金属加工業	9,980円	10,500円	10,850円
56	機械器具製造業	4,280円	4,500円	4,650円
57	電気機械器具製造業	1,220円	1,280円	1,330円
61	その他の製造業	12,240円	12,870円	13,300円
72	貨物取扱事業	6,770円	7,130円	7,360円
94	その他各種事業	620円	650円	680円

※上記保険料は10円単位に四捨五入しておりますので目安としてご利用ください。

保険金をお支払いできない主な場合

（III 共通）

- ・政府労災保険の給付対象とならない身体障害
 - ・契約者、被保険者、事業場責任者の故意
 - ・被災従業員の故意または重大な過失
 - ・被災従業員の酒酔運転または無免許運転
 - ・被保険者の同居の親族、下請負人（下請負人担保特約条件付契約の場合を除きます。）に対する責任
 - ・休業発生3日目までと1,095日目を超える部分の休業補償（即ち、休業補償は休業発生4日目から数えて1,092日分を限度とします。）のみのみ
 - ・風土病
 - ・職業性疾病
 - ・戦争、内乱、暴動（※）
 - ・地震、噴火、津波
 - ・核燃料物質、放射能 など
- （※）「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が付帯されているため、テロ行為は除きます。

万一事故が起きたときは

万一この保険で補償される災害が生じたことを知った場合には、下記の事項をすみやかに取扱代理店または弊社にご連絡ください。

ア.災害発生の日時・場所 イ.被災従業員の住所・氏名 ウ.災害の原因・状況、身体障害の程度 エ.損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
オ.保険契約の内容（証券番号等）

ご契約後のご注意

1. 保険証券が1か月以上経過しても届かない場合は、お手数ながら弊社にご照会くださいますようお願いいたします。
2. ご契約者のご住所などを変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。

- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。ただし、その場合でも引受保険会社が経営破綻したときの保険金、解約返戻金等のお支払いは、保険業法の規定に基づき一部削減されることがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。
- 弊社は、保険契約に関する個人情報、適切な契約のお引き受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。

- 保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。
- このパンフレットは「労働災害総合保険」の概要を紹介したものです。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がありましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。なお、詳しくはこの保険の「普通保険約款および特約集」「重要事項説明書」をご覧ください。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領・保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約されたものとなります。

朝日火災海上保険株式会社

〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地
TEL03-3294-2111（大代表）
ホームページアドレス <http://www.asahikasai.co.jp/>

事故受付ホットライン

事故の受付・ご相談は
0120-12-0555
受付時間：平日の午前9時～午後5時
年末年始を除く

●お問い合わせ先